

巡回診療における定期的反復継続要件に係る取扱いの明確化

(令和5年3月29日 厚生労働省医政局総務課長通知 医政発0329第2号)

規制改革の内容

特例措置前

医師が診療所を開設することなく公民館等を回る巡回診療はおおむね毎週2回未満※が要件とされており、自治体によっては、巡回診療ニーズの高い中山間地域で回数を増やすことについて慎重な立場をとることも

※厚生省通知では「おおむね毎週2回以上行われることのないもの」と記載

特例措置(取扱いの明確化)

巡回診療ニーズの高い中山間地域での事例について、医療機関の早期開設が厳しいなど一定の条件下において、厚労省通知に記載の日数以上(毎週2回以上)の運用が可能であることを明確化

効果

自治体の裁量が発揮されやすくなり、巡回の頻度向上を通じ、受診機会の確保につながる

規制改革の概要



巡回診療医

中山間地域で、週2回以上の巡回診療の要望があるけど、可能ですか？

明確化前

国の通知があるので、週2回未満でお願いします。



自治体



これまでどおり、巡回診療は週1回で。

具合が悪くなったとき心配...



中山間地域の高齢者

明確化後

医療機関の早期開設が厳しいなどの事情があるので、増やしてよいですよ。



これからは週2回にしますよ。

安心して暮らせる。よかった。

